

R06-421

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 地 発 第 1 0 7 号
令 和 6 年 4 月 2 5 日

関 係 所 属 長 殿

有 効	令和12年3月31日まで
企画係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

水上警察旗の運用について（通達）

水上警察旗については、「水上警察旗制式」（昭和31年国家公安委員会告示第1号）により制式が定められているところ、その運用については下記のとおりとするので、遺漏のないようにされたい。

記

1 水上警察旗を掲げる船舶

水上警察旗は、本県警察が所有する船舶及び借上船舶に掲げるものとする。ただし、犯罪捜査その他水上警察旗を掲げることが職務遂行上支障があるときは掲げないことができる。

2 水上警察旗を掲げる箇所

水上警察旗は、船尾旗竿に掲げるものとする。ただし、船尾旗竿のない場合、又は船尾旗竿に国旗を掲げる必要のある場合には、マストその他旗の掲揚装置のある箇所とする。

3 水上警察旗の寸法別の使用区分

水上警察旗の寸法別の使用区分は、概ね次の基準によることとする。

(1) 大

全長20メートル以上の船舶に掲げる場合及び全長10メートル以上の船舶の船尾旗竿に掲げる場合

(2) 中

全長10メートル未満の船舶の船尾旗竿に掲げる場合

(3) 小

全長20メートル未満の船舶の船尾旗竿以外に掲げる場合

国家公安委員会告示第一号

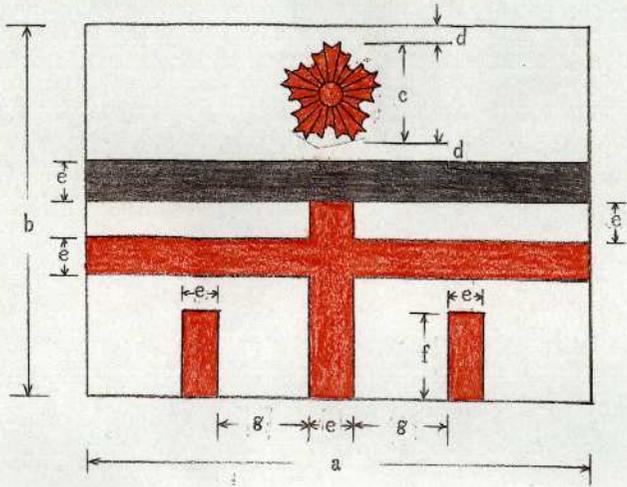
水上警察旗の制式を次のように定め、昭和三十一年三月一日から適用する。

昭和三十一年三月一日

国家公安委員会委員長 大麻 唯 男

水上警察旗制式

警察庁及び都道府県警察が使用する船舶及び端舟に掲げる水上警察旗の制式は、次のとおりとする。



1. 地色 白
2. 日章 日は白色。光線は赤色とし、黒線の縁をつける。
3. 線 最上位の横線は黒色とし、その他の線は赤色とする。
4. 寸法 単位 センチメートル

	a	b	c	d	e	f	g
大	112.0	80.0	22.4	3.2	8.0	19.2	20.8
中	84.0	60.0	16.8	2.4	6.0	14.4	15.6
小	56.0	40.0	11.2	1.6	4.0	9.6	10.4